

申告と納税は正しくお早めに

★申告時に必要なもの

申告する方は、次の所得区分などに応じて、必要な書類と印鑑を用意してください。

- ① 給与所得や年金、原稿料の収入などがある方
 - ・源泉徴収票
 - ・報酬明細書
- ② 営業、農業などの事業所得や不動産所得のある方
 - ・収支内訳書
- ③ 配当所得のある方
 - ・配当などの支払通知書
- ④ 一時所得、譲渡所得などのある方
 - ・支払明細書や売買契約書などの書類
- ⑤ 医療費控除を受ける方
 - ・医療費の明細書（集計表）
 - ・支払った医療費の領収書
 - ・保険などで補てんされた金額の分かる書類
- ⑥ 社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除を受ける方
 - ・各種保険料の払込（控除）証明書
- ⑦ 住宅借入金等特別控除を受ける方
 - ・住民票の写し
 - ・家屋の登記簿謄本など
 - ・住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
 - ・家屋の売買契約書または建築工事請負契約書の写し

◎ 平成23年分の所得税控除に適用される主な改正点

☆扶養控除の改正

平成8年1月2日以降に生まれた方（年齢が16歳未満の方）に対する扶養控除が廃止されました。これに伴い扶養控除の対象は、平成8年1月1日以前に生まれた方（年齢が16歳以上の方）となります。

扶養控除の対象とならない扶養親族の方（平成8年1月2日以降に生まれた年齢が16歳未満の方）についても、その方が障害者である場合には障害者控除は適用されます。

特定扶養親族の対象範囲が、扶養控除の対象のうち年齢が19歳以上23歳未満の方（改正前は年齢が16歳以上23歳未満の方）になりました。

☆同居特別障害者に対する障害者控除の額の引き上げ

扶養親族または控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合に、扶養控除または配偶者控除に35万円を加算する措置が廃止されました。

これに代えて同居特別障害者に対する障害者控除が75万円（改正前は40万円）に引き上げられます。

- ⑧ 雑損控除を受ける方
 - ・り災証明書
 - ・被害資産の内容・状況などの分かるもの
 - ・被害資産の取り壊し費用などの明細と領収書
 - ・保険などで補てんされた金額の分かる書類
- ⑨ 寄附金控除を受ける方
 - ・特定寄附金などの受領書

※ 収支内訳書や医療費の集計表は事前に作成してください。申告会場の職員が作成することはできません。

※ 税金の還付は、申告者本人名義の口座に振り込まれます。振込先の口座番号の分かるものが必要になりますので、忘れずに用意してください。

◎ 医療費控除の注意事項

医療費控除として所得から差し引かれる金額は、平成23年中に実際に支払った医療費から保険などで補てんされる額を引き、残った金額から10万円または合計所得金額の5パーセントのいずれか低い額を差し引いた残りの金額です。

計算式は、次のとおりです。

控除額（最高額200万円）

$$= (\text{支払った医療費} - \text{保険などで補てんされる額}) - 10\text{万円または合計所得金額の5パーセントのいずれか低い額}$$

次のような費用は医療費控除の対象になりません

- ・医師などに対する謝礼
- ・健康診断や美容整形の費用
- ・疾病予防や健康増進などのための医薬品や健康食品の購入費
- ・親族に支払う療養上の世話の費用
- ・治療を受けるのに直接必要としない近視や遠視の眼鏡の購入費
- ・通院のための自家用車のガソリン代、分べんのため実家へ帰るときの交通費
- ・症状からみて急を要しない場合のタクシー代